



# INFORMATION

市役所からのお知らせ

## 1 市男女共生社会に 関する懇話会の 委員を募集します

市では、男女共生に関する現状と課題を検討し、市民意識の啓発と行政施策の推進をはかるため、「男女共生社会に関する懇話会」（現在・委員21人）を設置しています。男女共生社会について意見を述べていただく会です。委員の交代にあたり、この懇話会の委員を10人程度募集します。任期は2年です。

対象 秋田市に住む18歳以上のかた

応募方法 男女共生の実例や自分の考える男女共生について、600字以内の小論文を書き(テーマを付けて)、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を書いて、6月29日(木)まで、〒01008560 秋田市男女共生政策室へ郵送、またはFAX(866)2431で。

問い合わせ 男女共生政策室  
☎(866)2141

## 2 農業者年金の 現況届けの提出を お忘れなく

農業者年金の現況届けは、6月30日(金)までに農業委員会事務局へ提出してください。今年から、提出月が3月から6月に変わりましたのでご注意ください。

問い合わせ 市農業委員会事務局  
☎(866)2270

## 3 一定面積以上の 土地取引には 届け出が必要です

一定面積以上の土地取引の契約をした場合、国土利用計画法により土地の権利取得者(買主)が都市整備課経由で知事に届け出をする必要があります。

届出の必要な取引

売買、交換、売買予約など

届出の必要な土地の面積

市街化区域 2km以上

市街化調整区域 5km以上

都市計画区域以外の区域 1万m以上

(市街化区域で5km以上、市街化調整区域で1万m以上の場合、契約前に売主から別途届け出が必要です)

届出内容 土地の所在、利用目的など

届出期限 契約締結日から2週間以内

問い合わせ 都市整備課  
☎(866)2155

## 4 佐竹史料館と 赤れんが郷土史が 臨時休館します

展示替えのため、佐竹史料館は6月12日(月)から17日(土)まで、赤れんが郷土館は6月26日(月)から30日(金)まで、臨時休館します。

問い合わせ 佐竹史料館は☎(832)7892、赤れんが郷土館は☎(864)6851

## 5 有効期間が 平成12年6月30日までのかたと 平成13年6月30日までのかたの 老人医療受給者証を 更新します

更新の対象となるかたには、新しい受給者証を6月26日(月)に発送します。有効期間が平成13年6月30日のかたは、受給者番号が新しくなるため1年早い更新となります。

新しい受給者証を受け取ったら、同封の返信用封筒に今お使いの受給者証を入れてお返しください。

また、健康保険証の種類が変わった場合や、社会保険加入者で勤務先が変わった場合は、社会福祉課か土崎支所、新屋支所に届け出が必要です。

問い合わせ 社会福祉課  
☎(866)2093

## 6 「子どもの情報誌 「プレスタ」へ 情報をお寄せください

子どもセンター協議会では、子どもたちの遊びと学びの情報誌「プレスタ」に掲載するための、子ども向け行事の情報を募集しています。

「子どもたちに参加してほしい」という情報がありましたら、ぜひお寄せください。

問い合わせ 子どもセンター協議会(生涯学習室内)☎(866)2245